

1. 土地利用の方針

今後の土地利用にあたっては、第2次宇城市総合計画に掲げている土地利用構想との整合・連携を図り、市全域の産業活動と目指すべき将来像を見据えます。また、本市の持つ社会的・経済的及び文化的諸条件を十分に踏まえながら、健全な都市活動と住み良い生活環境を確保するため、以下の考えを基本とした土地利用を進めます。

【各地域の産業活動や生活行動を踏まえた都市経営】

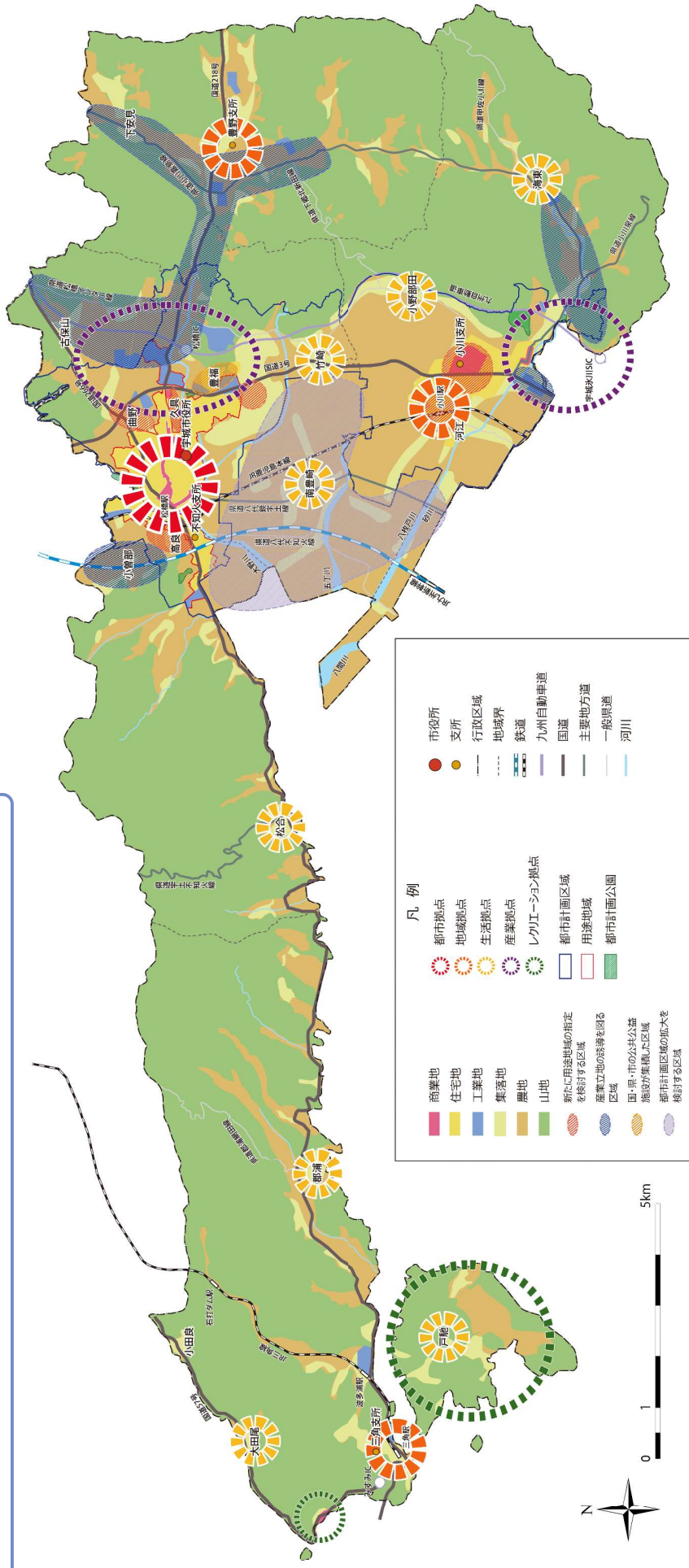
- それぞれの地域の産業活動や生活行動を踏まえ、地域ごとの機能・役割に基づいて、整備、開発及び保全など地域に合った土地利用を推進します。
- 市全域で連携がとれた機能的なまちの形成を図ります。

【地域資源を活かした魅力ある土地利用の推進】

- 市全域の秩序ある土地利用の推進を図るために、これまで守り築きあげてきた各地域の社会資本、自然環境や歴史的・文化的遺産等の地域資源を活かした魅力ある土地利用を推進します。

【都市的土地利用と自然的土地利用の調和】

- 都市の健全な発展を導くための都市活動を進めつつ、市街地周辺の田園風景、自然環境などとの調和を図ります。
- 秩序ある土地利用及び社会経済情勢の変化等に対応した合理的かつ効果的な土地利用を誘導し、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ります。



▲土地利用方針図

2. 都市施設の整備方針

本市の将来都市像を実現し、効果的・効率的な市街地形成を進めるにあたっては、宇城市公共交通計画との整合・連携を図りながら以下の整備方針に基づいて都市施設の整備を進めます。

【道路機能の強化とアクセス性の向上】

- 広域幹線道路は、関係機関との連携のもと道路機能の強化及び移動の円滑化を推進します。
- 拠点間を結ぶ幹線道路は、各路線の機能強化により、主要な交通発生源を結ぶ都市の骨格軸を形成し、市街地内の幹線道路は、交通結節点や市内へのアクセス道路としての整備を推進します。
- その他の幹線道路は、アクセス性の向上やサイクリングロードや視点場の整備を図ります。
- 歩道等については、歩いて生活でできる安全な歩行者空間の整備を図り、道路と民地が一体となった通りづくりを推進します。

【公共交通の維持・強化】

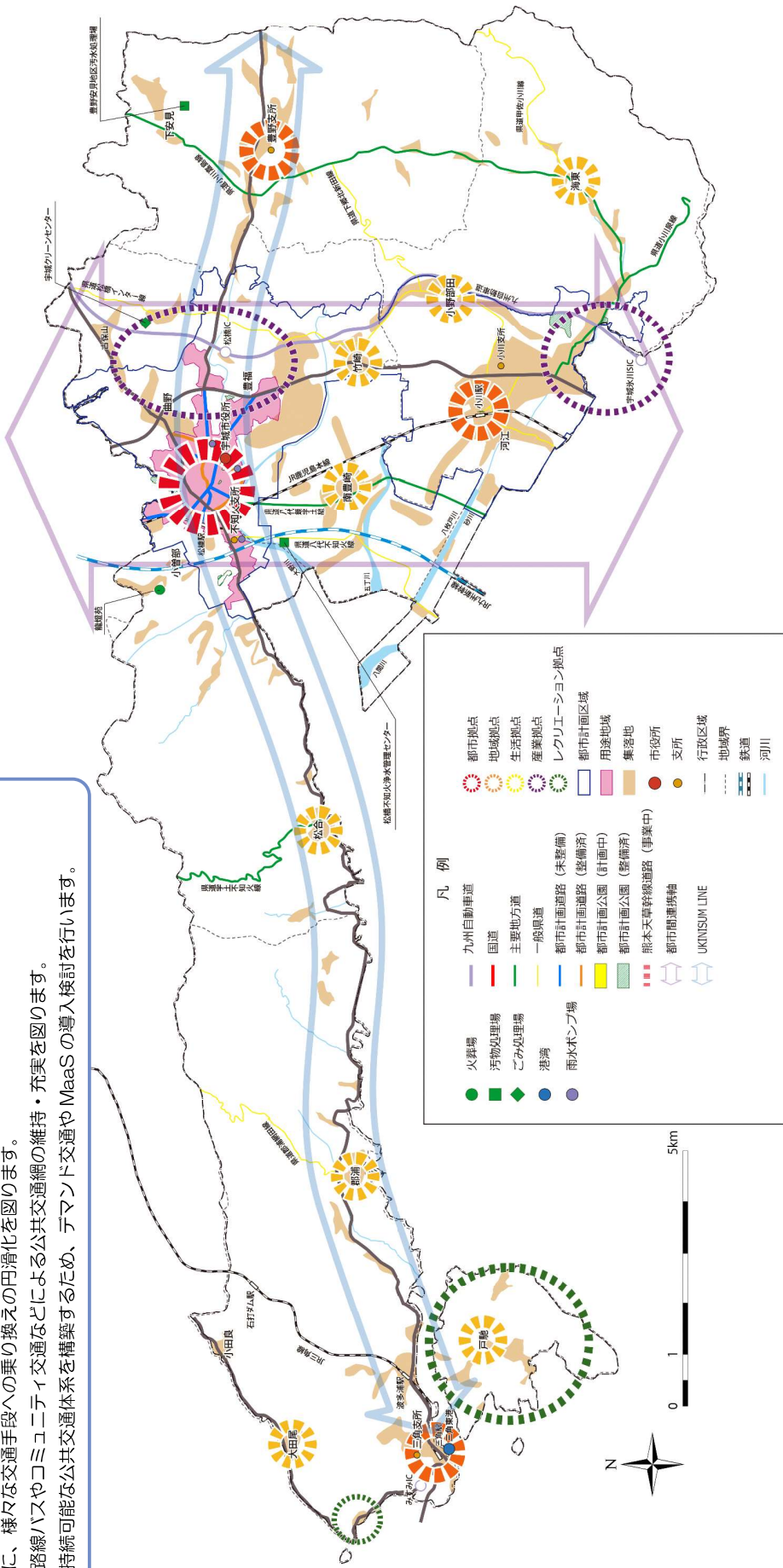
- 鉄道駅については、公共交通の利用促進を進め、駅周辺の交通結節機能の維持・充実を図るとともに、様々な交通手段への乗り換えの円滑化を図ります。
- 路線バスやコミュニティ交通などによる公共交通網の維持・充実を図ります。
- 持続可能な公共交通体系を構築するため、デマンド交通や MaaS の導入検討を行います。

【公園の整備推進とグリーンインフラに関する取り組みの検討】

- 既存市街地内における公園が不足しているため、街区公園や近隣公園、地区公園等の住区基幹公園の整備を推進します。
- 避難場所としての機能や防災倉庫の設置など、地域の防災力向上に向けた公園整備を推進します。
- 自然空間を活かした、日常的なレクリエーション空間として活用できる施策を推進します。
- 持続可能な魅力あるまちづくりや地域づくりを進めるため、グリーンインフラに関する取り組みを検討します。

【河川の治水対策・水辺空間の創出と下水道施設の改築・更新】

- 主要な河川は、河川氾濫の防止に向けた治水対策を果に働きかけ、災害の発生防止に努めます。
- 市街地を流れる河川は、身近な自然と触れ合える場所として、親水性の高い水辺空間の整備を推進します。
- 重要施設について耐震化を行い、老朽化した下水道施設の計画的な改築・更新を推進します。



▲都市施設整備方針図

3. 景観形成の方針

各地域が有する様々な資源を活用し、景観形成に向けて地域住民が景観意識を共有することで、地域の快適な居住環境の創出に向けた取り組みを推進します。

【良好な市街地景観の形成】

- 都市拠点においては、歩行者や自転車の動線を重視し、中心市街地としてのにぎわいの創出に努めます。
- 小川地域の既成市街地においては、新市街地として良好なまちなみ景観の形成を推進します。
- 居住地においては、景観に対する意識醸成やルールづくりを推進します。

【良好な沿道景観の形成】

- 主要な幹線道路沿いにおいては、道路沿線の建物や広告物などの色彩・形態の統一した景観形成を図ります。
- UKINISUM LINE を構成する幹線道路については、それぞれの暮らしびりに相応しい沿道景観の維持・創出に努めます。

【集落景観形成に対する取り組み支援】

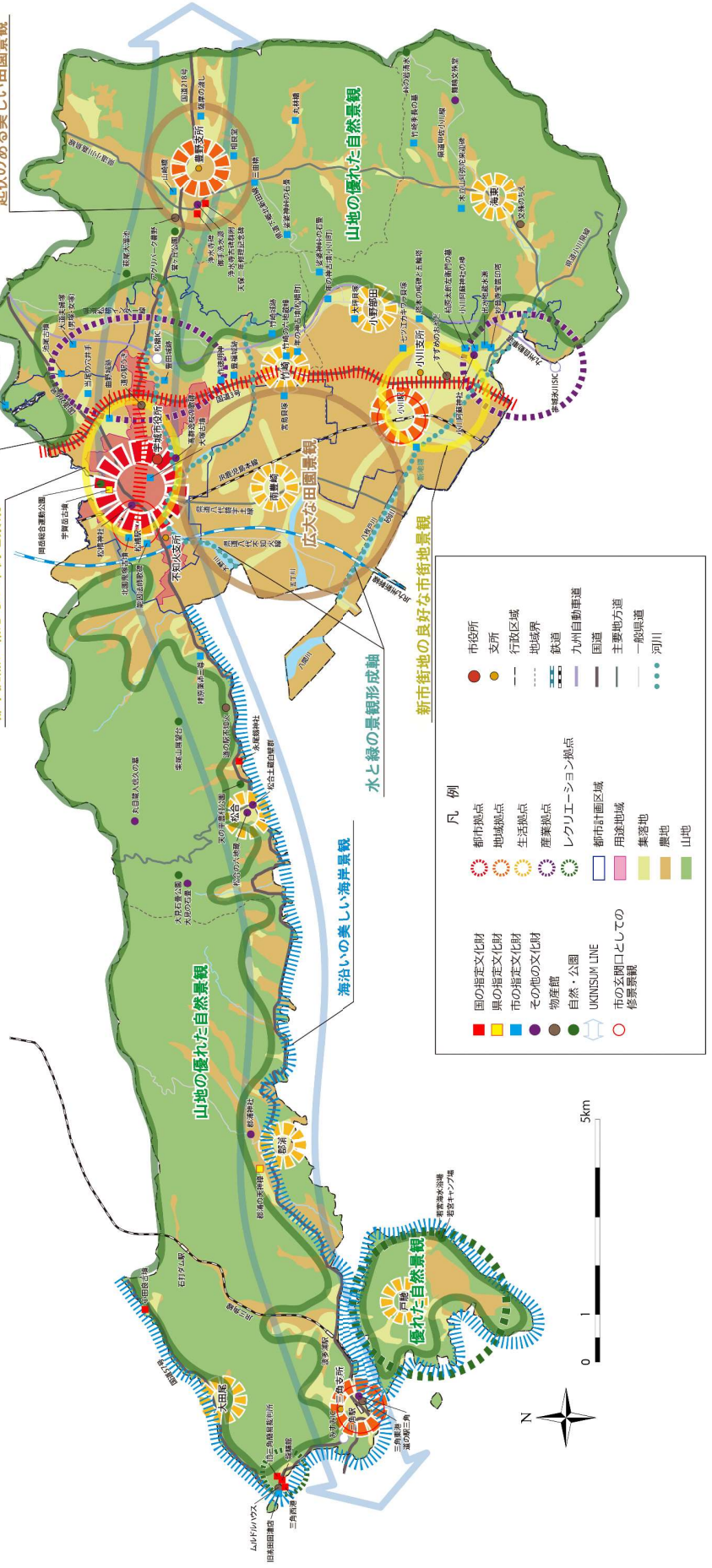
- 松合地区においては、土蔵白壁群が観光資源となっているため、地域住民による景観形成及び観光振興に対する取り組みを支援します。

【田園景観の保全】

- 農地の保全と合わせて、田園景観の保全に努めます。

【自然景観の保全】

- 九州自動車道以東の山地は、市街地からの眺望や恐竜景観を守るため、緑地の保全を図ります。
- 国道266号は、海洋景観や山岳景観を有することから、日本風景街道（シーニックハイウェイ）の登録に向けた取り組みを進めます。



▲景観形成方針図

4. 都市防災の方針

「宇城市復興まちづくり計画」や「宇城市復興ブランドデザイン」、「宇城市立地適正化計画」、「宇城市立地適正化計画」との整合・連携を図りながら、激甚化・多様化する災害に対応するため、主に災害予防と災害応急対策の観点から以下のような整備を進めます。

【災害に強い都市構造の構築】

- 災害発生後の各種活動を支える重要な場所や道路を整理した、「防災都市構造」として明示し、市民の安全の確保に努めます。
- 災害リスクの高い場所から安全な場所への居住の誘導を推進するとともに、市民の人命確保を優先した防災対策に努め、安全で快適な居住地の形成を図ります。

【避難・応急対策活動を支える拠点の整備】

- 都市拠点・地域拠点に防災拠点を配置し、市民の安心感につながるような場所を目指します。
- 避難所には、配置の適正化や、良好な生活環境の確保、指定避難所以外の施設の活用等を図り、地域の実情に応じたきめ細かな避難収容体制を図ります。

【避難・応急対策活動を支えるネットワークの整備】

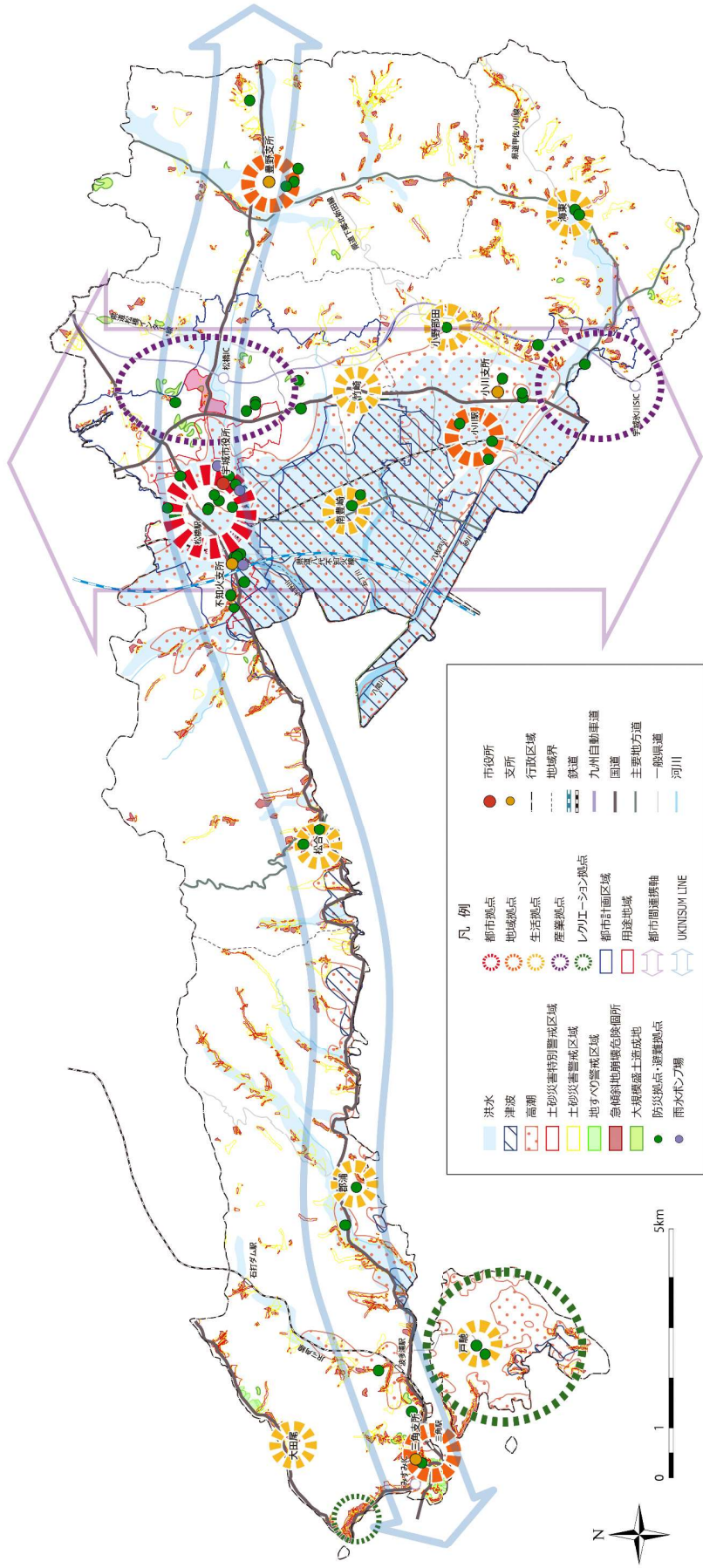
- 主要な幹線道路については、重要な輸送ルートや主要な避難ルートとして、災害時にもその機能を維持・発揮するための必要な整備・対策を図ります。
- 安全・迅速な避難を可能とするための生活道路の整備・改良を図り、きめ細かな避難誘導を行うため、案内サイン類の整備を図ります。

【生活の拠り所となる住まいの確保】

- 地震被災者の仮設住宅については、供与期間が終了した後においても、地域の活性化や防災性向上等につながるような有効活用を図ります。

【地域防災力の向上】

- 自主防災組織の結成促進や活動の充実・強化を働きかけ、防災訓練や出前講座等を実施します。
- 要配慮者利用施設等は避難確保計画の作成を促進し、災害時要配慮者・避難行動要支援者への支援体制の充実を図ります。



▲都市防災方針図